

鳥取市議会災害対応指針

(平成28年4月15日会派代表者会決定)

1 大規模災害時における基本姿勢

平成23年3月に発生し未曾有の被害をもたらせた東日本大震災を始め、我が国では異常気象などにより各地で大規模な災害が発生している。

本市議会は、東日本大震災で被災した議会の経験などを踏まえ、大規模災害時において、次の基本姿勢に基づき、状況に応じた的確な対応を行うものとする。

- ① 災害による人的被害、物的被害を最小限に止めるための応急対策を執行部が迅速かつ的確に実施できるよう、必要な協力、支援を行う。
- ② 大規模災害時においても、議決機関としての議会機能の維持に努める。
- ③ 国等への要望活動など議会が強みを持つ活動を積極的に行い、市の復旧・復興の取り組みを支援する。

2 基本的な災害対応

本市議会は、前項に規定する基本姿勢に基づき、次の基本的な災害対応を行う。

- ① 災害の状況に応じ、必要な体制を取りながら、鳥取市災害対策本部及び対策支部（以下「市対策本部等」という。）が行う災害対応に最大限の協力を行う。
- ② 議長は、必要と認める場合、鳥取市議会災害対策会議（仮称）（以下「災害対策会議」という。）を設置し、議会の災害対応に関する事務の指揮に当たる。
- ③ 議長は、議員の安否確認や議場の確保等、議会機能を早期に回復し、維持する。
- ④ 災害からの復旧・復興を支援するため、執行部との連携及び調整に基づき、国、県、政党、関係機関等に適時適切な要望を行う。
- ⑤ 議員は、議員としての立場のほか、地域の一員として市民の安全確保や応急活動等を積極的に行う。

3 災害発生時の初動期における対応

（災害発生後おおむね72時間まで。人命救助や消火、避難誘導等が最優先される時期）

（1）会議開催中の対応

- ① 議長は、本会議開催中に市内において重大な災害が発生した場合、必要に応じ、会議を休憩又は散会とするとともに、市議会事務局（以下「事務局」という。）職員に対し、傍聴者の避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。
- ② 委員会開催中は、委員長も同様とする。
- ③ 災害発生直後、議員は自身の安全確保をした上で、要救援者がある場合はその救出・救援を行う。
- ④ 議長又は委員長は、議員が速やかに地域での支援活動等を行えるよう配慮する。

(2) 議員の対応

- ① 議員は、次のいずれかの場合、事務局へ安否を連絡する。
 - ア 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき
 - イ 居住する地域に避難勧告又は避難指示が発令されたとき
- ② 議員は、地域住民等の安全確保や、避難所への誘導等にできる限りの協力をするとともに、災害情報の収集に努める。

(3) 議会の対応

- ① 事務局は、議長及び副議長に、被害及び市対策本部等の対応状況を速やかに報告する。
- ② 議長及び副議長は、①の報告又は自らの判断により必要と認めた場合に登庁し、必要な議員の参集の要請、災害対策会議を設置するなどの対応を行う。
- ③ 議長は、必要と認める場合、事務局職員に議員の安否確認を行わせる。
- ④ 議長は、災害対策会議を設置した場合、市対策本部等へ通知する。
- ⑤ 議長は、事務局職員に議場をはじめとする会議に必要な施設の確保と設備の点検を早期に行わせ、いつでも議会が開催できるよう準備を行う。

4 初動期経過後における対応

(初動期後で、避難所運営やインフラの復旧、生活再建を進める時期)

(1) 議員の対応

- ① 議員は、自らの所在を明らかにし、事務局との連絡体制を確立する。
- ② 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議長に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援など共助の取組みが円滑に行われるよう、できる限り協力する。

(2) 議会の対応

- ① 議長は、議会が得た被災情報を収集・整理し、市対策本部等に提供する。
- ② 事務局は、市対策本部等からの情報を速やかに議長及び副議長へ報告する。
- ③ 議長は、議員に対し、収集・把握した災害情報の的確な提供を行う。
- ④ 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、市対策本部等との連絡調整に当たる。
- ⑤ 議長は、被災の実情を踏まえ、市対策本部等との連携及び調整に基づき、国、県、政党、関係機関等に対し、適時適切に要望活動を行う。
- ⑥ 議長は、前各号に定めるもののほか、この指針を踏まえ、必要な対応を行う。